

# 令和8年度瑞浪市現地発着型観光コンテンツ造成業務仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度瑞浪市現地発着型観光コンテンツ造成業務

## 2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 3. 目的

本業務は、一般社団法人瑞浪市観光協会(以下、「観光協会」という。)がランドオペレーターとしてハブ機能確立する為、専門的な知見や経験を有する事業者が、瑞浪市がこれまで行ってきた個人旅行者向けの観光体験コンテンツ造成事業での取り組みを活かし、団体ツアー向け観光コンテンツを造成することを目的とする。

## 4. 業務内容

瑞浪市現地発着型観光コンテンツ造成業務は以下の通りである。なお、業務の実施にあたっては、観光協会と協議の上進めること。

### (1) 検討委員会の運営

既存観光コンテンツのブラッシュアップ及び新規観光コンテンツの造成を行うため、観光協会内に設置する検討委員会について、円滑かつ効果的な運営を行うため、事務局機能を支援すること。

#### ①実施期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

#### ②実施回数

10回程度(月1回程度)

#### ③委員構成

市内各分野の事業者や外部関係者等10名程度で構成

#### ④業務内容

- ア 会議全体の設計及び年間スケジュールの整理
- イ 各回会議における議題整理及び論点の明確化
- ウ 会議資料を作成及び会議当日の運営、進行補助
- エ 議事要旨(決定事項、検討事項、役割分担等)の整理
- オ オブザーバーとしての検討委員会参加及び助言

### (2) モニターツアーの企画・運営

中京圏の国内観光客を想定したモニターツアーを実施すること。本モニターツアーは、体験内容および運営方法の検証を目的として実施するものとし、実施後は、課題や改善点を整理の上、次年度以降の事業展開につながる検証結果を取りまとめるこ

と。

①実施期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

②実施回数

2回

③業務内容

ア モニターツアーの企画

7月頃：既存コンテンツの検証（日帰り）

2月頃：新規観光コンテンツの試行（一泊二日）

イ 行程案の作成及び実施計画の策定

ウ 参加者募集及び受付対応

中京圏の旅行者を主な顧客とする旅行会社 3～5社程度

エ 当日の運営及び安全管理

オ アンケートの実施及び回収

アンケートは、団体旅行向けに観光コンテンツをブラッシュアップすることを目的とし、コンテンツの満足度、課題及び改善点等を把握する内容とすること。

(3) ワークショップの企画・運営

モニターツアーでの検証結果の共有及び団体旅行におけるニーズの把握、観光客の受入体制や運営面における課題の整理を目的として、ワークショップを開催すること。

①実施期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

②実施回数

1回（半日程度）

③対象者

市内の参加希望事業者（20事業者程度）

④業務内容

ア ワークショップの企画立案

ワークショップは第1回モニターツアー実施後に行うものとし、受入体制の整備や実施にあたって必要な事項を学べる内容とすること。

イ プログラム内容の設計

講義、グループワーク、意見交換等の構成を行うこと。

ウ 参加者募集及び受付対応

エ 資料作成及び当日の進行管理

(4) 市内事業者との調整

①実施期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

②実施回数

随時

③業務内容

市内事業者が観光コンテンツを造成する際に、必要に応じて観光協会と連携し、観光コンテンツ造成に関する助言、サポート、提案を行うこと。

(5) 独自提案

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、委託契約額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(6) 業務実績にかかる報告書の作成

①実施期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

②業務内容

- ア 検討委員会に係る各会議の議事録の作成
- イ モニターツアーの実施結果報告書の作成
- ウ ワークショップの実施結果報告書の作成
- エ その他観光協会が必要とする資料の作成

## 5. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う必要がある業務については、観光協会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等

本契約締結日に先立って存在していた著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業秘密その他の知的財産権の一切は権利を所有していた当事者に帰属するものとする。ただし、成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。

## 6. 業務の継続が困難となった場合の措置

観光協会と受託者との委託期間中において受託者による業務の継続が困難になった場合、受託者は解約日の1ヵ月前までに文書により観光協会に通知しなければならない。

この場合において、観光協会と業務継続の可否について協議するものとし、観光協会が認めた場合は契約を解除することができる。

ただし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。

## 7. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上の疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。協議により内容に変更が必要と判断された場合には、書面による合意により当該変更を行うものとする。

(2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、観光協会の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、観光協会と十分協議したうえで行うこととする。

(3) 委託期間終了又は契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供することとする。

### 暴力団等不当介入に関する特記事項

#### 1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

(1) 受注者契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) により警察に通報を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。

(3) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことにより履行期限の延長が生じる恐れがある場合は速やかに発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札資格停止の措置を受けることがあります。